

**【報告事項】****○第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画 令和2年度事業実施結果について**

関連資料4：第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画（本書）

関連資料5：第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画（概要版）

本市では、“安全・安心な食のまち・さっぽろ”の実現を目指し、平成25年（2013年）3月に「札幌市安全・安心な食のまち推進条例」（以下「食まち条例」という。）を制定し、食の安全・安心に関する施策の基本事項を定めました。

また、食まち条例の基本理念のもと、市民及び観光客の健康を保護し、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための5か年計画である「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画」（以下「食まち推進計画」という。）を、平成27年（2015年）3月に初めて策定しました。

令和2年度（2020年度）からは、これまでの推進計画の実績と課題を踏まえ、今後5年間の基本施策の指針とするために策定した「第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画」（以下「第2次食まち推進計画」という。関連資料4、5）に基づき各施策を実施しています。

本市の生産、製造、流通から消費までの食に関する多数の庁内部局が連携しながら施策を進めていますが、実施結果においては、特に推進会議の事務局である食品衛生部局（保健福祉局保健所）の取組について冒頭に記載し、続いて食品衛生部局を含めた関係部局の施策の実施状況、進捗状況をまとめた一覧表を掲載する構成としています。

令和2年度は、第2次食まち推進計画の初年度でしたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、本市では、最優先事項である感染症対策業務とのバランスを図りつつ、当初計画の一部を中止又は変更するなど、臨機応変に見直しながら事業を実施しました。